

着陸料算定の特例

中部国際空港供用規程（以下「規程」という。）第15条第2項第1号エに規定する中部国際空港の着陸料算定の特例を次のとおり定める。

1. 特例の対象及び種類

規程第15条第2項第1号アからウに規定する着陸料の算定においては、次に掲げる特例を設けることとし、当該特例は2. から6. までにおいて定める内容とする。また、それぞれの特例の適用については、航空運送事業者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項又は同法第129条第1項の許可を受けた者とする。以下同じ。）ごとに行うこととする。

- (1) 航空運送事業者のうち、国際航空に従事する航空機を運航する者（以下「国際航空運送事業者」という。）に適用されるもの
 - ① 国際線新規就航割引
 - ② 国際線未就航都市割引
- (2) 航空運送事業者のうち、国内航空に従事する航空機を運航する者（以下「国内航空運送事業者」という。）に適用されるもの
 - ① 国内線新規就航割引
 - ② 国内線未就航都市割引

2. 国際線新規就航割引

(1) 対象

国際線新規就航割引の対象は、次の（ア）又は（イ）に該当する路線に使用される航空機であって中部国際空港に着陸したもの（国際線未就航都市割引が適用される航空機を除く。）とする。

- （ア）2023年4月1日から2026年3月31日までの間に中部国際空港関係国際定期旅客航空路線（他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦外の地点との間で、一定の日時により有償で旅客の運送をするために運航する路線をいう。以下同じ。）であって新たに定める路線を運航する国際航空運送事業者（次の（a）又は（b）に該当するものに限り、（c）に該当するものを除く。）が運航する当該新たに定める路線及び当該新たに定める路線の運航を開始してから1年以内に新たに定める中部国際空港関係国際定期旅客航空路線
- （a）当該新たに定める路線の運航を開始するまでに中部国際空港関係国際定期旅客航空路線を運航した実績のない国際航空運送事業者
 - （b）当該新たに定める路線の運航を開始するまでに中部国際空港関係国際定期旅客航空路線を運航した実績があるものの、その全ての中部国際空港関係国際定期旅客航空路線の運航

を停止し、当該全ての中部国際空港関係国際定期旅客航空路線の最終運航日から1年が経過している国際航空運送事業者

(c) 2020年1月において中部国際空港関係国際定期旅客航空路線を運航した実績のある国際航空運送事業者

(イ) 2023年4月1日から2026年3月31日までの間に中部国際空港関係国際定期貨物航空路線（他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦外の地点との間で、一定の日時により有償でもっぱら貨物の運送をするために運航する路線をいう。以下同じ。）であって新たに定める路線を運航する国際航空運送事業者（次の(a)又は(b)に該当するものに限り、(c)に該当するものを除く。）が運航する当該新たに定める路線及び当該新たに定める路線の運航を開始してから1年以内に新たに定める中部国際空港関係国際貨物航空路線

(a) 当該新たに定める路線の運航を開始するまでに中部国際空港関係国際定期貨物航空路線を運航した実績のない国際航空運送事業者

(b) 当該新たに定める路線の運航を開始するまでに中部国際空港関係国際定期貨物航空路線を運航した実績があるものの、その全ての中部国際空港関係国際定期貨物航空路線の運航を停止し、当該全ての中部国際空港関係国際定期貨物航空路線の最終運航日から1年が経過している国際航空運送事業者

(c) 2020年1月において中部国際空港関係国際定期貨物航空路線を運航した実績のある国際航空運送事業者

(2) 着陸料の算定

国際線新規就航割引が適用される航空機の着陸料は、(3)に定める適用期間において、規程第15条第2項第1号アからウまでの規定により計算して得た額から100%を割り引くこととする。

なお、国際線新規就航割引における着陸料の算定は、(1)に定める(ア)に該当する路線に使用される航空機と(イ)に該当する路線に使用される航空機とにそれぞれ区分して算定する。

(3) 適用期間

国際線新規就航割引の適用期間は、国際航空運送事業者が(1)に定める(ア)又は(イ)に該当する路線の運航を開始した最初の日から起算して1年間とする。ただし、当該国際航空運送事業者が、当該路線の全ての運航を停止し、当該路線の最初の運航開始日から1年以内に当該路線のうちいずれかの運航を再開する場合は、当該最初の運航開始日を起算日として、国際線新規就航割引の適用を受けるものとする。

3. 国際線未就航都市割引

(1) 対象

国際線未就航都市割引の対象は、次の(ア)又は(イ)に該当する路線に使用される航空機であって中部国際空港に着陸した航空機（国際線新規就航割引が適用される航空機を除く。）とする。ただし、(ア)又は(イ)に該当する路線であっても、(ウ)に掲げる場合に限るものとし、

(エ) に掲げる場合には、会社が該当の可否について査定を行うことができる。

(ア) 2023年4月1日から2026年3月31日までの間に中部国際空港関係国際定期旅客航空路線（これと接続して中部国際空港と本邦内の地点との間で運航する場合を含む。以下3.において同じ。）であって新たに定める路線（次に掲げる場合を除く。）

(a) 当該新たに定める路線の運航開始日から過去1年間に当該新たに定める路線と同一の地点の間に中部国際空港関係国際定期旅客航空路線が運航された実績のある場合

(b) 2020年1月において当該新たに定める路線と同一の地点の間に中部国際空港関係国際定期旅客航空路線が運航された実績のある場合

(イ) 2023年4月1日から2026年3月31日までの間に中部国際空港関係国際定期貨物航空路線（これと接続して中部国際空港と本邦内の地点との間で運航する場合を含む。以下3.において同じ。）であって新たに定める路線（次に掲げる場合を除く。）

(a) 当該新たに定める路線の運航開始日から過去1年間に当該新たに定める路線と同一の地点の間に中部国際空港関係国際定期貨物航空路線が運航された実績のある場合

(b) 2020年1月において当該新たに定める路線と同一の地点の間に中部国際空港関係国際定期貨物航空路線が運航された実績のある場合

(ウ) (ア) 又は (イ) に該当する路線を運航する国際航空運送事業者が運航する中部国際空港関係国際定期旅客航空路線又は中部国際空港関係国際定期貨物航空路線の総数が、(ア) 又は (イ) に該当する路線の運航開始日の属する月の前年同月と比較して増加しており、かつ、(3) に定める適用期間中に、当該総数が減少しない場合（ただし、運航期間が限定的な路線（季節運航便）がある場合等、会社が必要と認める時は、会社が当該総数について査定を行うことができる。）

(エ) 次に掲げる場合

(a) 国際航空運送事業者が、(ア) 又は (イ) に該当する路線を新たに定めることを公表し、公表時点においては国際線未就航都市割引の対象となる見込みであったものの、公表時点からその運航開始までの間に、他の国際航空運送事業者が当該新たに定める路線と同一地点の間に一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送を開始した場合

(b) 国際航空運送事業者が、(ア) 又は (イ) に該当する路線のうち、その運航開始日から過去1年間に、国際航空運送事業者が中部国際空港と当該新たに定める路線に係る地点に近接する地点との間に一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送を行った実績がある場合

(c) その他会社が必要と認める場合。

(2) 着陸料の算定

国際線未就航都市割引が適用される航空機の着陸料は、(3) に定める適用期間において、規程第15条第2項第1号アからウまでの規定により計算して得た額から100%を割り引くこととする。

なお、国際線未就航都市割引における着陸料の算定は、(1) に定める(ア) に該当する路線に

使用される航空機と（イ）に該当する路線に使用される航空機とにそれぞれ区分して算定する。

（3）適用期間

国際線未就航都市割引の適用期間は、国際航空運送事業者が（1）に定める（ア）又は（イ）に該当する路線の運航を開始した日から起算して1年間とする。ただし、当該国際航空運送事業者が、当該路線の運航を停止し、当該路線の最初の運航開始日から1年以内に同一の国際航空運送事業者が当該路線の運航を再開する場合は、当該路線の最初の運航開始日を起算日として、国際線未就航都市割引の適用を受けるものとする。

4. 国内線新規就航割引

（1）対象

国内線新規就航割引の対象は、次の（ア）又は（イ）に該当する路線に使用される航空機であって中部国際空港に着陸したもの（国内線未就航都市割引が適用される航空機を除く。）とする。

（ア）2023年4月1日から2026年3月31日までの間に中部国際空港関係国内定期旅客航空路線（他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦内の地点との間で、一定の日時により有償で旅客の運送をするために運航する路線をいう。以下同じ。）であって新たに定める路線を運航する国内航空運送事業者（次の（a）又は（b）に該当するものに限り、（c）に該当するものを除く。）が運航する当該新たに定める路線及び当該新たに定める路線の運航を開始してから1年以内に新たに定める中部国際空港関係国内定期旅客航空路線

（a）当該新たに定める路線の運航を開始するまでに中部国際空港関係国内定期旅客航空路線を運航した実績のない国内航空運送事業者

（b）当該新たに定める路線の運航を開始するまでに中部国際空港関係国内定期旅客航空路線を運航した実績があるものの、その全ての中部国際空港関係国内定期旅客航空路線の運航を停止し、当該全ての中部国際空港関係国内定期旅客航空路線の最終運航日から1年が経過している国内航空運送事業者

（c）2020年1月において中部国際空港関係国内定期旅客航空路線を運航した実績のある国内航空運送事業者

（イ）2023年4月1日から2026年3月31日までの間に中部国際空港関係国内定期貨物航空路線（他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦内の地点との間で、一定の日時により有償でもっぱら貨物の運送をするために運航する路線をいう。以下同じ。）であって新たに定める路線を運航する国内航空運送事業者（次の（a）又は（b）に該当するものに限り、（c）に該当するものを除く。）が運航する当該新たに定める路線及び当該新たに定める路線の運航を開始してから1年以内に新たに定める中部国際空港関係国内貨物航空路線

（a）当該新たに定める路線の運航を開始するまでに中部国際空港関係国内定期貨物航空路線を運航した実績のない国内航空運送事業者

（b）当該新たに定める路線の運航を開始するまでに中部国際空港関係国内定期貨物航空路線を運航した実績があるものの、その全ての中部国際空港関係国内定期貨物航空路線の運航

を停止し、当該全ての中部国際空港関係国内定期貨物航空路線の最終運航日から1年が経過している国内航空運送事業者

(c) 2020年1月において中部国際空港関係国内定期貨物航空路線を運航した実績のある国内航空運送事業者

(2) 着陸料の算定

国内線新規就航割引が適用される航空機の着陸料は、(3)に定める適用期間において、規程第15条第2項第1号アからウまでの規定により計算して得た額から100%を割り引くこととする。

なお、国内線新規就航割引における着陸料の算定は、(1)に定める(ア)に該当する路線に使用される航空機と(イ)に該当する路線に使用される航空機とにそれぞれ区分して算定する。

(3) 適用期間

国内線新規就航割引の適用期間は、国内航空運送事業者が(1)に定める(ア)又は(イ)に該当する路線の運航を開始した最初の日から起算して1年間とする。ただし、当該国内航空運送事業者が、当該路線の全ての運航を停止し、当該路線の最初の運航開始日から1年以内に当該路線のうちいずれかの運航を再開する場合は、当該最初の運航開始日を起算日として、国内線新規就航割引の適用を受けるものとする。

5. 国内線未就航都市割引

(1) 対象

国内線未就航都市割引の対象は、次の(ア)又は(イ)に該当する路線に使用される航空機であって中部国際空港に着陸した航空機(国内線新規就航割引が適用される航空機を除く。)とする。ただし、(ア)又は(イ)に該当する路線であっても、(ウ)に掲げる場合に限るものとし、(エ)に掲げる場合には、会社が該当の可否について査定を行うことができる。

(ア) 2023年4月1日から2026年3月31日までの間に中部国際空港関係国内定期旅客航空路線であって新たに定める路線(次に掲げる場合を除く。)

(a) 当該新たに定める路線の運航開始日から過去1年間に当該新たに定める路線と同一の地点の間で中部国際空港関係国内定期旅客航空路線が運航された実績のある場合

(b) 2020年1月において当該新たに定める路線と同一の地点の間で中部国際空港関係国内定期旅客航空路線が運航された実績のある場合

(イ) 2023年4月1日から2026年3月31日までの間に中部国際空港関係国内定期貨物航空路線であって新たに定める路線(次に掲げる場合を除く。)

(a) 当該新たに定める路線の運航開始日から過去1年間に当該新たに定める路線と同一の地点の間で中部国際空港関係国内定期貨物航空路線が運航された実績のある場合

(b) 2020年1月において当該新たに定める路線と同一の地点の間で中部国際空港関係国内定期貨物航空路線が運航された実績のある場合

(ウ) (ア)又は(イ)に該当する路線を運航する国内航空運送事業者が運航する中部国際空港

関係国内定期旅客航空路線又は中部国際空港関係国内定期貨物航空路線の総数が、(ア)又は(イ)に該当する路線の運航開始日の属する月の前年同月と比較して増加しており、かつ、(3)に定める適用期間中に、当該総数が減少しない場合(ただし、運航期間が限定的な路線(季節運航便)がある場合等、会社が必要と認める時は、会社が当該総数について査定を行うことができる。)

(エ) 次に掲げる場合

(a) 国内航空運送事業者が、(ア)又は(イ)に該当する路線を新たに定めることを公表し、公表時点においては国内線未就航都市割引の対象となる見込みであったものの、公表時点からその運航開始までの間に、他の国内航空運送事業者が当該新たに定める路線と同一地点の間で一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送を開始した場合

(b) 国内航空運送事業者が、(ア)又は(イ)に該当する路線のうち、その運航開始日から過去1年間に、国内航空運送事業者が中部国際空港と当該新たに定める路線に係る地点に近接する地点との間で一定の日時により有償で旅客又は貨物の運送を行った実績がある場合

(c) その他会社が必要と認める場合。

(2) 着陸料の算定

国内線未就航都市割引が適用される航空機の着陸料は、(3)に定める適用期間において、規程第15条第2項第1号アからウまでの規定により計算して得た額から100%を割り引くこととする。

なお、国内線未就航都市割引における着陸料の算定は、(1)に定める(ア)に該当する路線に使用される航空機と(イ)に該当する路線に使用される航空機とにそれぞれ区分して算定する。

(3) 適用期間

国内線未就航都市割引の適用期間は、国内航空運送事業者が(1)に定める(ア)又は(イ)に該当する路線の運航を開始した日から起算して1年間とする。ただし、当該国内航空運送事業者が、当該路線の運航を停止し、当該路線の最初の運航開始日から1年以内に同一の国内航空運送事業者が当該路線の運航を再開する場合は、当該路線の最初の運航開始日を起算日として、国内線未就航都市割引の適用を受けるものとする。

6. 適用の査定

2. から5. までの規定の適用にあたっては、会社合併、持株会社設立等による経営統合等及び共同運航の関係にある航空運送事業者間において同時期に同規模の増減便があった場合等、会社が必要と認めるときは、当該適用の可否について査定を行うものとする。